

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぽ〜と



第57号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

新年のごあいさつ

南丹市商工会 会長 武田 晏和

新年あけましておめでとうございます。

会員事業所様並びにご家族、従業員の皆様方におかれましては、輝かしい新春をご健勝にてお迎えになりましたことを心よりお慶び申し上げます。

旧年中に南丹市商工会にお寄せいただきましたご厚情にお礼を申し上げ、本年も相変わらぬご指導、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

さて、南丹市が4町合併してはや10年が過ぎ、記念行事などを企画、実施する中で平成28年が始まりました。

第40回全国育樹祭も閉式と同時に天候も回復し、皇太子さまをお迎えし賑かなうちに無事終了することが出来ました。ご協力いただいた会員の皆様には大変ありがとうございました。また、森の京都博覧会事業も一過性にすることなく、今後も「観光」をキーワードに南丹市の認知度を向上させていきたいと思っております。

さて、近畿地域の経済動向につきましては、一部に弱い動きが見られるものの緩やかに改善していると言われております。生産、個人消費は持ち直しつつありますが、輸出は前年同月を下回り、倒産件数は2か月連続の増加となっております。やはり倒産ということは、そこで働く方や、得意先や納入業者にもかかわることが多くあり一番気にかかるところです。我々地域の小規模・中小事業者にとっても、個人消費の冷え込みによる売上げの減少や労働力不足、原材料の高騰などの経営課題が山積しており厳しい経済環境に変わりありません。商工会としても持続的な発展と支援サービスの更なる向上、充実をめざし、外部環境に即応した伴走支援で問題解決に当たり、信頼され役立つ商工会を目指していきたいと思っております。

最後に、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、年頭のごあいさつと致します。本年もどうかよろしくお願い申し上げます。



小規模事業者持続化補助金〈一般型〉のご案内



小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されます（補助上限額50万円）。

(注1) 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者（会社及び個人事業主）」であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者です。

(注2) 以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。

- ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者
- ②雇用を増加させる取り組み
- ③買い物弱者対策の取り組み
- ④海外展開の取り組み

(注3) 原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

【補助対象事業】

補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であること。

(1) 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業であること。

＜補助対象となり得る取組事例のイメージ＞

- ・販促用チラシの作成、配布 販売促進品の調達、配布
- ・ネット販売システムの構築
- ・新商品・新サービスの開発 商談会、見本市への出展（海外を含む）
- ・新たな販路開拓に必要な機械装置等の導入
※今回は50万円の上限が撤廃されました
- ・移動販売・出張販売（買い物弱者対策向けのものを含む）
- ・マーケティング調査・製品品質検査 など

(2) 商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

- ・商工会の経営支援員等から助言・アドバイスを受けながら事業を実施します。

(3) 以下に該当する事業ではないこと。

- ・すでに国（独立行政法人を含む）等の補助金、助成金を受けている事業。
- ・取り組みが1年以内に売上げに繋がらない事業。
- ・射幸心をそそるおそれのある事業や、「風俗営業等に関する法律」に規定する風俗営業。

【補助率】

補助対象経費の2/3以内（最大50万円の補助）

※「従業員賃金を引き上げる取り組み」「雇用を増加させる取り組み」「買い物弱者対策の取り組み」「海外展開（海外展示会等）の取り組み」については最大100万円の補助

※複数の小規模事業者による共同実施の場合は最大50万円×小規模事業者数（最高500万円）

◇本補助金の目的である「販路開拓」に加えて「業務効率化（生産性向上）」の取り組みも補助対象事業となります。（副次的な事業なので、取り組みは任意です）
・「サービス提供等プロセスの改善」「IT活用」の2つに分類されます。

【募集期間】

○受付締切 平成29年1月27日（金）

＜補助金事務局へ郵送のみ、締切日当日消印有効＞

* 申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます *

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

※商工会において支援計画書を作成するため、余裕をもってお早目にご相談下さい。

南丹市小規模企業支援事業補助金交付について

南丹市では、市内の小規模企業者の方々の経営安定のため、対象資金の融資を受けた場合の利子の補給と京都信用保証協会の信用保証料の助成制度を行っています。

対 象 融 資 制 度	融資制度名		限度額
	1	(株)日本政策金融公庫の経営改善貸付制度	1,500万円
	2	京都府小規模企業おうえん融資(ベース枠)	1,250万円
	3	京都府小規模企業おうえん融資(ステップアップ枠)	1,250万円
	4	京都府あんしん借換融資(中小企業緊急資金対策融資)	1,250万円
	5	(株)日本政策金融公庫の創業・経営承継支援融資	1,500万円
	6	京都府創業・経営承継支援融資	1,500万円

上記対象融資制度と対象限度額は、平成26年1月1日から平成27年3月31日までの期間分

対 象 融 資 制 度	融資制度名		限度額
	1	(株) 日本政策金融公庫の経営改善貸付制度	2,000 万円
	2	京都府の小規模企業おうえん資金 (ベース#)	1,250 万円
	3	京都府小規模企業おうえん資金 (ステップアップ#)	1,250 万円
	4	京都府のあんしん借換資金 (セーフティネット#・緊急#)	1,250 万円
	5	(株) 日本政策金融公庫の新規開業資金	4,800 万円
	6	(株) 日本政策金融公庫の女性・若者／シニア 起業家資金	4,800 万円
	7	(株) 日本政策金融公庫の事業承継支援資金	4,800 万円
	8	京都府の開業・経営承継支援資金	1,500 万円
<p>上記対象融資制度と対象限度額は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの期間分。昨年度の平成 27 年度南丹市小規模企業支援事業補助金には、「京都府のあんしん借換資金・緊急枠」が除外されていましたが、今年度の平成 28 年度南丹市小規模企業支援事業補助金には、「京都府のあんしん借換資金・緊急枠」を含めています。</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日に「京都府のあんしん借換資金・緊急枠」を新規で借り入れされた方は、初年度分は適用外となりますが、平成 28 年度は対象となりますので申請をして下さい。</p>			
対 象 者	<p>この補助金の交付を受けられる小規模企業者（常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては 5 人）以下の法人又は個人。）の資格は次の全てを満たす方となります。</p> <p>(1) 市内に主たる事業所を有する者 (2) 市税を完納している者 (3) 南丹市商工会の会員</p>		
利子補給額	<p>平成 26 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った利子額（延滞等に係る利子は除く。）の 2 分の 1 以内で、千円未満切捨てとし、表面の表「1 から 4」のみの場合、上限 5 万円とし、表面の表「5 から 8」の場合上限 10 万円とする。ただし、対象融資制度「1 から 4」と「5 から 8」の制度と併せて受ける場合については、上限 10 万円とする。（例：1 と 5 など）</p>		
保証料助成	<p>平成 28 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに新規に借り入れた対象の各融資の初回に支払った保証料の 2 分の 1 以内（千円未満切捨て、上限 5 万円）</p>		
申請手続き	<p>平成 29 年 1 月 6 日（金）から平成 29 年 1 月 20 日（金）までに南丹市商工会に申請して下さい。（申請用紙は、南丹市商工会本所、各支所にあります）</p>		
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南丹市小規模企業支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号） ・ 添付書類 (1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記簿謄本の写し） 		

	<p>(2) 市税を完納していることを証する書類</p> <p>(3) 金融機関の発行する支払額明細書(返済予定表)</p> <p>(4) 利子及び保証料の支払いを証する書類又はその写し</p> <p>※平成 26 年度及び 27 年度に申請された方は下記の一部書類を省略できます。</p> <p>ア) 住所、氏名(名称)に変更がない方・・・(1)の書類を省略できます。</p> <p>イ) 平成 27 年以前に補助を受けた融資について引き続き利子補給を受けられる方…(3)の書類を省略できます。</p>
--	--

★詳細については、商工会 本所・各支所までお問い合わせください。

京都信用保証協会 講演会のご案内

町工場にもここまで出来る! ～宇宙を呼びよせた町工場のおっちゃんのお話～



●講師 株式会社アオキ 取締役会長
青木 豊彦氏

農業用機械部品の製造が主力だった父の会社に入社後、ロボット部品や航空機部品等新たな分野への事業展開に尽力。また、若者にもものづくりに興味を持ってもらうとともに地元東大阪市の技術力を世界にアピールするため、「メイド・イン・東大阪」の人工衛星打ち上げを計画。2009年には、人工衛星「まいど1号」の打ち上げに成功。企業経営の傍ら、大学客員教授やものづくりを通じた地方創生に取り組むなど、幅広い分野にて活躍中。

- 日時 平成 29 年 2 月 2 日 (木)
【開場】 13:00～ 【講演】 14:00～16:00
- 会場 京都府中小企業会館 8 階 801 会議室
京都市右京区西院東中水町 17 番地
- 定員 140 名 (応募者多数の場合は、抽選となります)
- 主催 京都信用保証協会

* お問合せ 京都府信用保証協会 総務部 総務課
TEL 075-314-7223



京都ビジネス交流フェア2017



京都府・(公財)京都産業21では、京都産業の一層の発展を図るため、「京都ビジネス交流フェア2017」を開催します。

京都府内中小企業の展示会を中心に、全国の主要メーカー等との商談会、連携促進コーナー等を展開し、より多くの具体的な取引に結びつけることを目指します。

多くの方々のご来場をお待ちしております。

- 会期 平成29年3月1日(水)、2日(木) 10:00~17:00
- 会場 京都パルスプラザ(京都府総合見本市会館 京都市伏見区)
- 主催 京都府・(公財)京都産業21
- 共催 (一財)京都府総合見本市会館

*お問合せ

(公財)京都産業21 販路開拓グループ

TEL 075-315-8590

E-mail market@ki21.jp

南丹市徘徊SOSネットワーク 「つながろう南丹ネット」



「つながろう南丹ネット」は外出時の心配のある方にお名前・写真等を事前に登録していただき、行方不明になったときに、早くご家族のもとに帰れるようにFAX・メール・ケーブルテレビ等で情報発信する安心と安全を守るネットワークです。

「つながろう南丹ネット」では、協力団体として登録していただける事業所を募集しています。登録していただいた関係機関・団体・事業所の方々には、地域包括支援センターからFAX・メールなどで行方不明者の情報を発信します。協力団体の皆様には、通常の仕事の範囲内で地域の様子を気にかけて、行方不明者を発見した場合にはご連絡をいただきたいと思っております。協力機関の皆様からいただいた情報は、捜索活動に役立てられ、早期の発見を目指します。※捜索をしていただくものではありません。

【お問合せ・登録申請書提出先】

南丹市役所 高齢福祉課 0771-68-0006

南丹地域包括支援センター(南丹市社会福祉協議会)

園部事務所 0771-68-3150 八木事務所 0771-43-0551

日吉事務所 0771-72-0214 美山事務所 0771-75-1006



「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内



お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!
高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内

【金利】 年1.81% 固定金利

※母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は
年1.41%(平成28年11月16日現在)

【ご返済期間】 15年以内

(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)
以内の方は18年以内)

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または
教育ローンコールセンター(0570-008656(ナビダイヤル)または
(03)5321-8656)までお問い合わせください。

換金期限にご注意ください!

年末事業「スクラッチカード」の使用期限は、

平成29年1月15日(日)

商工会における換金期限は、

平成29年2月10日(金)

換金期限以降の換金はいえませんが、必ず期限内に換金をお願い致します。

申告書・申請書などにはマイナンバーの記載が必要です!!



税務署に提出する法定調書には、支払先（従業員や契約先）のマイナンバーの記載が必要です。

※「給与所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」などの法定調書は、平成28年分から様式が変更になりました。



支払先から取得したマイナンバーには、安全管理措置が義務付けられます。

- マイナンバーの担当者を決めて、担当者以外は取り扱わないようにしましょう。
- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる場所に保管しましょう。
- ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策をしっかりと行いましょう。



マイナンバーの取得の際には本人確認（番号確認・身元確認）が必要です。

- マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的をきちんとつたえましょう。

税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります。

税務署では、なりすましを防止するための本人確認（番号確認及び身元確認）を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】
- 例2 通知カード【番号確認書類】＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証※
など【身元確認書類】

※事業所の方が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上必要です。

国税に関するマイナンバー制度の最新情報


国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

セキュリティ団体を装う偽メールに注意!!

セキュリティ団体を装い、「マルウェアに感染しているので、除去ツールをダウンロードし、マルウェアを除去してください」と促す偽メールが配信される事案が発生しています。


偽装メールの例

差出人: **実在するセキュリティ団体**
宛先: ●●●●●●
CC:
件名: マルウェア感染者に対する注意喚起及び除去ツールの配布について

メッセージ  マルウェア除去手順(●●●KB)

本メールを受信した事業者及び個人の皆様におかれましては、マルウェアに感染しており、今後インターネットバンキングにおける不正送金や感染端末を使用したサイバー犯罪に巻き込まれる可能性が非常に高くなります。
本メール添付資料の手順に従い、マルウェアの除去を行ってください。

手順に従い「除去ツール」を装うファイルをダウンロードするとランサムウェアなどのマルウェアに感染



◎ 事例以外にも、実在する団体や企業を装う偽メールにだまされて、マルウェアに感染してしまう事案が多発しています。

◎ 今回紹介したメールの文面は、あくまでも一例です。類似したメールが届いた場合にもご注意ください。

★マルウェア★

Malware=malicious<悪意がある>と software<ソフトウェア>を組み合わせた造語。不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称で、次のようなものがあります。

<ウィルス>

他のプログラムに寄生して、そのプログラムの動作を妨げたり、ユーザの意図に反する、有害な作用を及ぼすためのプログラムで、感染機能や自己拡散機能を持つ。

<ワーム>

独立のファイルで、他のプログラムの動作を妨げたり、ユーザの意図に反する、有害な作用を及ぼすためのプログラムで感染機能や自己拡散機能を持つ。

<トロイの木馬>

ユーザの意図に反し、攻撃者の意図する動作を新入先のコンピュータで秘密裏に行うプログラム。

★お困りのときは、下記にご相談ください。

京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク (Ksisnet)
IT 相談窓口 (公益財団法人京都産業21 お客様相談室)

相談内容：情報セキュリティ対策、情報漏えい・流出事案等
※毎週月曜日～金曜日の9:00～17:00 (祝日を除く)

TEL 075-315-8660 メールアドレス okyaku@ki21.jp

公益財団法人京都産業21 お客様相談室 (〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内)

【 専門家派遣制度をご存じですか？ 】



経営に係る諸問題を一人で悩んでおられませんか？

- ・ 息子に経営を継がせたい
- ・ 金融機関向け事業計画書を作成したい
- ・ 経営ビジョンをつくりたい
- ・ 就業規則を見直して従業員の働きやすい職場にしたい
- ・ 売上げアップにつながる店舗レイアウトにしたい
- ・ 自社のこだわり商品をもっと知ってほしい
- ・ 取引先の要望に即した品質、納期の管理をしたい

専門家派遣とは？

経営・営業・生産・技術など多くの課題を抱えた「小規模事業者または創業を予定する者」(小規模事業者等)の要望に応じて、エキスパート(専門家)を直接事務所等に派遣し、専門的・実践的な指導と助言を図っていく事業です。

商工会のエキスパートバンクには、約100名の専門家が登録されています。

一人でお悩みにならず、まずは商工会にお話をお聞かせください。

「その道のプロ」と呼べる専門家とともに、問題解決に向け、支援いたします。

* お問い合わせは、南丹市商工会本所または各支所まで

株式会社前田組が「経営革新」計画の承認を受けられました！

この度、平成28年10月26日付けで株式会社前田組（南丹市園部町）が京都府より「経営革新」計画の承認を受けられました。「経営革新」は、特長ある新事業への取り組みについて3年後から5年後までの事業計画・経営計画・資金計画を策定し、承認を受ける国の認定制度です。今回、株式会社前田組が「経営革新」にて取り組まれた新事業のテーマは「ドローンを用いた新規サービス展開」です。

代表の前田知洋氏が長年にわたって努力された結果、学んだ知識や経験をもとに培われたノウハウを活かした新事業への取り組みが認められ、京都府から高い評価を得られました。

11月11日には、京都府（南丹広域振興局 姫野副局長）より「経営革新」計画承認書の正式な交付・授与が執り行われました。当日は前田社長の独創的なアイデアと豊かな発想力から生み出された新事業への「想い」を熱く語られ、今後の意気込みが伝わってきました。

これからも、新事業の普及促進へ向けた取り組みを加速させていく予定であり、地元南丹地域を中心に広めていくことで、一般の方への認知度の向上とともに地域活性化を図ることを使命としておられ、今後のご活躍・ご発展が期待されます。

なお、今回の「経営革新」への取り組みについては、下記ホームページにて、ご覧いただけます。

京都府 (http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/keieisien/h28_shoninichiran.html)

おめでとうございます！





南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します!!

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

編集後記

会員の皆様方、あけましておめでとうございます。本年も「さぽーと1月号」を発刊
することが出ました。本年も一層会員の皆様方の経営の発展と繁栄のため、「行きま
す！聞きます！提案します！」の精神で積極的なサポートを行って参りますので、今
後ともよろしく願い申し上げます。☺